



# 知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス  
代表 藤田貴男

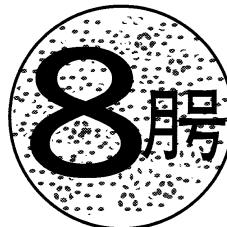
(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1

六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433

info@jp-ips.com(代表)



最新ニュース・割引情報・  
無料セミナーなど

**検索 | 日本知財サービス**

2014・8・10

特許審査請求料

▽特許庁▽

## 軽減措置申請が1,000件を突破

特許庁は中小・ベンチャー企業や小規模企業等を対象とした特許審査請求料の軽減措置の申請が1,000件を超えたと発表した。産業競争力強化法で定められた「特許料等の軽減措置」が今年4月より開始された。これにより、国内出願を行う場合の「審査請求料」と「特許料」、および国際出願を行う場合の「調査手数料・送付手数料・予備審査手数料」が、それぞれ3分の1に軽減されるようになった。

今年4月から6月の中小・ベンチャー企業、小規模企業からの特許出願にかかる審査請求件数は約1,400件で、このうち約6割が軽減措置を利用したことになる。特許審査請求にかかる軽減申請の内訳は、中小・ベンチャー企業が148件、小規模企業が698件、個人事業主が159件。

対象者は小規模の個人事業主（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））、事業開始後10年未満の個人事業主、小規模法人（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））、設立後10年未満で資本金3億円以下の法人一となっている。また、軽減措置の対象となる期間は、今年4月から2018年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合となっている。

軽減措置の手続の詳細については特許庁ホームページに掲載。

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho\\_keigen.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm)

5月の国際収支状況

▽財務省▽

## 知財使用料収入が過去最大

財務省が発表した5月の国際収支速報によると、日本企業が特許などの知的財産権を使って海外から得た収入が4,810億円と過去最大となった。海外生産の拡大で日本の本社が海外子会社に特許などを貸して受け取る収入が増加した。ただ著作権に限ると収支は赤字だった。

知財収支のうち黒字が増えているのは製造業の特許使用料などを表す産業財産権。5月の収支は3,389億円の黒字で、前年同月に比べて18%増加した。背景には海外への生産シフトがある。

一方、知財のうち著作権の収支は634億円の赤字だった。主な要因としては、パソコンのソフトウェアを米国に依存していることなどがある。知財収支の黒字が増えるかどうかは、今後、日本のアニメやドラマなどの輸出を通じて、著作権や商標権の貸し出しで得る収入が伸びるかどうかがカギとなりそうだ。

休眠特許の活用対策

▽経済産業省▽

## 休眠特許の開放を企業に要請

経済産業省は休眠特許の活用を進める対策として、国の委託研究で得た特許を企業が利用していない場合、希望する別の企業にライセンスを与えるよう要請する。民間企業が独自に取得した特許で未利用のものは、中小企業に有償または無償で開放するよう促す。

日本は特許全体の半分にあたる約70万件が未利用とされ、活用が課題になっている。7月に政府としてまとめた「知的財産推進計画2014」に一部を盛り込み、来年度から施策を実行する。

政府が委託した研究で得た特許は数万件と上るとみられ、これを活用する。来年にも各省庁や新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)など政府系の研究機関が過去の委託先企業と接触。特許を利用したい第三者に対してライセンス方式で利用させるよう要請する。

休眠特許を利用したい企業を募るために、休眠特許を検索できるデータベースの構築も検討する。

独自研究で得た休眠特許を持っている民間企業にも利用を希望する中小企業などとライセンス契約を結ぶよう、自治体や特許庁を通じて働き掛ける方針だ。

政府から研究を受託した企業が事業化にこぎつけそうにない場合、特許を政府が取得する仕組みも検討する。

## 解説

## 拒絶理由の引用文献に記載されている発明の認定

知財高裁・平成25年（行ケ）第10248号  
審決取消請求事件 平成26年5月26日判決  
言渡

## 第1 事案の概要

原告は、名称を「排気ガス浄化システム」とする発明につき特許出願（特願2008-103684号）したが拒絶査定を受けたので不服審判を請求（不服2012-20370号）するとともに、特許請求の範囲の変更を含む手続補正をした。特許庁は、補正を却下した上で「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決を下し、原告が審決の取消を求めて出訴した。

## 第2 本件の争点

補正についての独立特許要件（新規性及び進歩性）の有無。具体的には、①引用発明の認定の誤り、②相違点の認定誤り、③新規性判断の誤り、④相違点に係る進歩性判断の誤りである。

（注）本解説では「引用発明の認定の誤り」について焦点を絞って解説する。

## 第3 判決

特許庁が不服2012-20370号事件について平成25年7月22日にした審決を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。

## 第4 判決の概要

## 引用発明の認定について

審決は、引用例1に記載された引用発明（甲1発明）として、「排気ガスの酸素濃度が高い酸素過剰雰囲気ではNO<sub>x</sub>を吸収し、理論空燃比近傍又は空気過剩率 $\lambda \leq 1$ でのリッチ燃焼運転時にはNO<sub>x</sub>を放出するNO<sub>x</sub>吸収材と、Pt、Rh等の貴金属と、排気ガスの酸素濃度を変化させる排気制御手段8と、を備える車両用のリーンバーンエンジンや直噴ガソリンエンジンのようなエンジン4の排気ガス浄化装置であって、排気ガスの酸素濃度が高い酸素過剰雰囲気ではNO<sub>x</sub>を上記NO<sub>x</sub>吸収材に吸収させ、理論空燃比近傍又は空気過剩率 $\lambda \leq 1$ でのリッチ燃焼運転時にはNO<sub>x</sub>吸収材からNO<sub>x</sub>を放出させ、排気制御手段8でNO<sub>x</sub>吸収材と貴金属を含む排気ガス浄化用触媒1の入口側の排気ガスの酸素濃度は2.0%以下に制御され、HCが部分酸化されて活性化されNO<sub>x</sub>の還元反応が進みやすくなり、結果的にHC及びNO<sub>x</sub>浄化率が高まる、排気ガス浄化装置。」と認定している。

この中で、審決は、HC及びNO<sub>x</sub>浄化率が高まるとの作用効果を奏する機序として、「HCが部分酸化されて活性化」されることを認定している。

しかし、……甲1発明における、排気ガスの酸素濃度が低下したとき（リッチ燃焼運転時）に、「HCが部分酸化されて活性化され、NO<sub>x</sub>の還元反応が進みやすくなり、結果的に、HC及びNO<sub>x</sub>浄化率が高まる」という作用効果は、NO<sub>x</sub>吸収材と貴金属とを含む排気ガス浄化用触媒に追加した「Ce-Zr-Pr複酸化物」によって奏したものであって、排気ガスの酸素濃度を「2.0%以下、あるいは0.5%以下」となるように制御することによって奏したものではない。

すなわち、「Ce-Zr-Pr複酸化物」は、前記作用効果を奏するための必須の構成要件であるというべきであり、排気ガスの酸素濃度を「2.0%以下、あるいは0.5%以下」となるように制御した点は、単に、実施例の一つとして、リーン燃焼運転時に「例えば4~5%から

20%」、リッチ燃焼運転時に「2.0%以下、あるいは0.5%以下」との数値範囲に制御したにとどまり、前記作用効果を奏するために施した手段とは認められない。

したがって、引用発明において、「HCが部分酸化されて活性化」されるのは、NO<sub>x</sub>吸収材と貴金属とを含む排気ガス浄化用触媒において、「Ce-Zr-Pr複酸化物」を含むように構成したことによるものであるから、引用例1に、「排気ガス浄化用触媒1の入口側の排気ガスの酸素濃度は2.0%以下に制御」することにより、HCの部分酸化をもたらすことを内容とする発明が、開示されていると認めることはできない。

そうすると、審決は、引用発明の認定において、「酸素濃度は2.0%以下に制御され、HCが部分酸化されて活性化されNO<sub>x</sub>の還元反応が進みやすくなり、結果的にHC及びNO<sub>x</sub>浄化率が高まる、排気ガス浄化装置」と認定しながら、そのような作用効果を奏する必須の構成である「Ce-Zr-Pr複酸化物」を排気ガス浄化用触媒に含ませることなく、欠落させた点において、その認定は誤りであるといわざるを得ない。

被告（特許庁）は、引用発明の認定は、補正発明の特許要件を評価するために必要な限度で行えばよいものであって、引用例1自体で特徴とされる事項（例えば、請求項1に係る発明の発明特定事項）を必ず認定しなければならないというものではなく、引用発明の認定において、必ずCe-Zr-Pr複酸化物が含まれていることまでも認定しなければならないことにはならないと主張する。

確かに、特許法29条1項3号に規定されている「刊行物に記載された発明」は、特許出願人が特許を受けようとする発明の新規性、進歩性を判断する際に、考慮すべき一つの先行技術として位置付けられるものであって、「刊行物に記載された発明」が特許公報である場合に、必ず当該特許公報の請求項における発明特定事項を認定しなければならないものではない。

一方で、「刊行物に記載された『発明』」である以上は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」（特許法2条1項）であるべきことは当然であって、刊行物においてそのような技術的思想が開示されているといえない場合には、引用発明として認定することはできない。

本件において、審決は、前記のとおり、引用発明として「HCが部分酸化されて活性化されNO<sub>x</sub>の還元反応が進みやすくなり、結果的にHC及びNO<sub>x</sub>浄化率が高まる」との効果を認定しておきながら、その作用効果を奏するための必須の構成である「Ce-Zr-Pr複酸化物」を欠落して認定したものである。したがって、審決は、前記作用効果を奏するに必要な技術手段を認定していないこととなり、審決の認定した引用発明を、引用例1に記載された先行発明であると認定することはできない。よって、被告の主張は採用できない。

判決では、以上のように、審決の引用発明の認定に誤りがあるとした上で、審決の引用発明の認定に誤りがある結果、相違点の認定にも誤りがあり、正しい引用発明を前提とすると、新規性がないとした審決の判断は誤りであり、かつ、正しく認定した相違点を前提とした場合に、相違点に係る構成を容易に想到できたものとはいえないとして、「独立特許要件（新規性、進歩性）を欠く」として補正を却下した審決を取り消した。

## 第5 考察

「『刊行物に記載された“発明”』である以上は、『自然法則を利用した技術的思想の創作』（特許法2条1項）であるべきことは当然であって、刊行物においてそのような技術的思想が開示されているといえない場合には、引用発明として認定することはできない。」という知財高裁の判断が示された事案である。実務の参考になる部分があるので紹介した。

以上

# 戦後日本のイノベーション100選 ～時代を切り開いた発明～

■発明協会■

発明協会は6月中旬、「戦後日本のイノベーション100選」の第1回分を発表した。

同選定は、同協会が100選を目標に昨年から作業を進めてきたもので、一般及び有識者アンケートの結果等を参考に審議を行い、第1回分としては、アンケート投票トップ10の10件と、戦後復興期から高度経済成長期までの28件の合わせて38イノベーションが発表された。

イノベーションの定義は「経済的な活動であって、その新たな創造によって、歴史的社会的に大きな変革をもたらし、その展開が国際的、或いはその可能性を有する事業。対象は発明に限らず、ビジネスモデルやプロジェクトを含み、またその発明が外来のものであっても日本で大きく展開したものも含む。」としている。

アンケート投票トップ10は、年代順に内視鏡、インスタントラーメン、マンガ・アニメなどとなっている。内視鏡は、現在不可欠な医療器具で、今でも日本が世界トップの技術を持つ。インスタントラーメンは、今や世界中で最もポピュラーな即席食品の一つになっている。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

## 赤字ベンチャーにも融資 有望技術を見極め事業化

■三井住友銀行■

三井住友銀行は日本政策金融公庫と連携し、ベンチャー企業に成長の初期段階から融資することを決めた。赤字が続いている間、売上高がゼロだったりしても、有望な技術を持つ企業には共同で出資し、取引先も紹介する。創業間もない時期から成長を支援し、将来の融資の拡大や新規株式公開の業務の受託につなげたい考えだ。

通常、大手銀行は企業が安定して黒字を出せる段階になって貸し出しを始める。初期段階でベンチャーキャピタルなどから出資を受ける企業もあるが、事業が軌道に乗る前に開発資金が尽きてしまうケースが多くあった。

三井住友銀と公庫は互いに有望な企業を紹介し合った上で、公庫が「劣後ローン」を、三井住友銀行が通常の融資を行う。公庫が「劣後ロー

### アンケート投票トップ10（年代順）

1950年	内視鏡
1958年	インスタントラーメン
1963年	マンガ・アニメ
1964年	新幹線
1970年	トヨタ生産方式
1979年	ウォークマン®
1980年	ウォシュレット®
1983年	家庭用ゲーム機・ゲームソフト
1993年	発光ダイオード
1997年	ハイブリッド車

選定されたイノベーションで特徴的なことは、これらは何十年も前の発明等であっても、今でも形を変えながら国内外を革新し続けているものであるということだ。現在、高齢化社会となっている日本が、今後、持続的な発展をしていくためには、イノベーションが必要不可欠であるといえる。過去のイノベーションを振り返ることが、これから時代を切り開く革新的・創造的イノベーションの登場につながる土台になるよう期待される。

なお、同協会は引き続き選考を続け、100選の残りを順次発表していく。

ン」を出すことで企業の財務内容が改善し、三井住友銀行が融資をしやすくなる。

主な対象としているのは、設立後10年以内の製造業。成長が期待できる技術を持っていても実用化までには時間がかかり赤字の企業もすぐなくなる。このため、ベンチャー企業を発掘する部署が連携して技術力を見極め、事業が安定するまでの資金繰りを支える。

◆劣後ローン：債権の中でも優先順位が低く設定されているローン。リスクが通常の債権よりも高いため、利子も通常より高めに設定されているのが一般的。

劣後ローンは、会社が倒産した場合に回収できる可能性が極めて低いという点で、株式と性格が似ている。そのため、帳簿上は債務に分類されるが、金融機関では自己資本（純資産）の一部とみなす。そのため「資本性劣後ローン」と呼ばれている。劣後ローンで借りた資金は自己資本と見なされるので、財務内容が改善される。

# 審決紹介

商標「太陽光発電診断士」は、これと同一又は類似する名称の国家資格の存在や国家資格を想起させる事情及びこれと同一又は類似する名称が法令によって使用を規制している事実が見出せなかつたから、国家資格を表す名称の一つであるかの如く誤認する虞ではなく、国家資格に対する社会的信頼を失わせる虞もない、と判断された事例（不服2013-10696、平成26年1月17日審決、審決公報第171号）

## 1 本願商標

本願商標は「太陽光発電診断士」の文字を標準文字で表してなり、第41類「資格検定試験の企画・運営又は実施、技芸・スポーツ又は知識の教授等」を指定役務として、平成24年5月29日に登録出願されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は『太陽電池等を使って、太陽光を直接に電力に変換する発電方式』を意味する『太陽光発電』の文字と、『物事の欠陥の有無を調べて判断すること』を意味する『診断』の文字と、『一定の資格・役割を持った者』を意味する『士』の文字とを、一連に『太陽光発電診断士』と標準文字で表してなるから、構成文字全体より『太陽電池等を使って、太陽光を直接に電力に変換する発電方式に関して欠陥の有無を調べて判断する有資格者』程の意味合いを理解、認識させるものである。また、新聞記事情報等によれば、太陽光発電協会や経済産業省が、太陽光発電装置の設置工事技術等のガイドライン作りや資格の認定制度の創設等、人材育成強化の準備を進めている実情が認められる。よって、本願商標をその指定役務に使用した場合には、恰も『太陽光発電診断士』という国家資格が存在し、これを表示するものと需要者が誤認を生ずる虞のあるものであるから、これを登録し使用することは、国家資格等の制度に対する社会的信頼を失わせ、ひいては商取引の秩序を乱す虞があると認められる。従つて、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は「太陽光発電診断士」の文字を標準文字で表してなる処、本願商標の構成中の「士」の文字は「一定の資格・役割を持った者」を意味する語であつて、例えば、末尾に「士」の文字を有する語は、一定の国家資格或いは民間資格を持った者又はそれらの資格自体を表すものとして理解される場合があるといえるものである。

しかしながら、当審において、職権により調査したところによれば、本願商標と同一又は類似する名称の国家資格の存在や国家資格を想起させる事情及び本願商標と同一又は類似する名称が法令によって使用を規制されている事実は見出せなかつた。

そうとすれば、本願商標をその指定役務について使用しても、これ

に接する需要者が、本願商標を直ちに国家資格を表す名称の一つであるかの如く誤認する虞があるとは言えず、また、本願商標が国家資格に対する社会的信頼を失わせる虞があるとも認め難い。

従つて、本願商標は社会公共の利益に反さず、公の秩序又は善良の風俗を害する虞もないから、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するものとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よつて、結論の通り審決する。

別掲商標は、「a」の文字の書き終わり部分の曲線が極めて特異な態様で表されているから、ありふれた氏「須田」に通じる「Suda」の欧文字を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえない、と判断された事例（不服2013-21131、平成26年2月3日審決、審決公報第171号）

別掲  
(本願商標)



## 1 本願商標

本願商標は別掲の構成からなり、第15類「調律機、楽器、演奏補助品、音さ」を指定商品として、平成24年5月2日に登録出願されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は語頭『S』及び語尾『a』が多少図案化されているとしても、中間に位置する『u』及び『d』が普通の態様で表示されているから、全体として、『Suda』のローマ字を普通に用いられる方法の域を脱しない態様で表示するものである。そして、日常の商取引において、姓氏をローマ字で表す場合も決して少なくないことよりすれば、本願商標に接する取引者、需要者は、これを氏の『須田』をローマ字で表したものと容易に認識するというのが相当であり、また、『須田』の氏は、我が国において、ありふれた氏と認められるものである。してみれば、本願商標はありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標と言わざるを得ない。従つて、本願商標は商標法第3条第1項第4号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は別掲の通り、「Suda」の文字をアレゴロスクリプト風の書体で表し、更に「a」の文字の書き終わり部分に、該文字の上部に向かって円を描くような曲線を配した、極めて特異な態様で表されているといえる。

してみれば、本願商標はありふれた氏「須田」に通じる「Suda」の欧文字を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいせず、その特異に表示された外観上の特徴を有する構成態様をもつて、自他商品の識別標識としての機能を十分に果たすものというのが相当である。

従つて、本願商標が商標法第3条第1項第4号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よつて、結論の通り、審決する。

## おしゃらせ

### ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権	
昭和30年	商標登録第457810号～第459564号
〃40年	〃664041号～第665390号
〃50年	〃第1101713号～第1104599号
〃60年	〃第1738601号～第1743698号
平成7年	〃第2702301号～第2703399号
平成7年	〃第3018207号～第3022292号
平成17年	〃第4829378号～第4836642号

各年の1月1日～1月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます）。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

### ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかつた特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成23年9月中の特許出願については速やかにチエックされ、必要なものは8月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

### ●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

### ●特許、商標の出願状況

	特許	商標
26年4月分	24,232	10,691
前年比	96%	104%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)